

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

製菓衛生師試験受験願書に添付する書類を改正する等、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 製菓衛生師試験受験願書に添付する書類等の改正

第3条第3項第2号で規定する試験を受けようとする者が在学していた学校の卒業証明書及び卒業証書の写し並びに修了証明書及び修了証書の写しを削除する等、所要の改正を行う。

(2) 提出書類の経由の改正

提出書類の経由について、住所が県外にある場合におけるただし書きを加える。

3 改正の内容

(1) 第3条第3項第2号及び第3号並びに同条第4項を改正し、同条第3項第4号を削除する。

(2) 第10条を改正する。

(3) 第2号様式を改正する。

4 施行期日

この規則は公布の日から施行する。

5 経過措置

改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。